

京都市告示第142号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年4月24日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上賀茂経218号線	北区上賀茂北ノ原町9番地の12地先から同町7番地の2地先まで	メートル 89.40	メートル 6.00 ~ 12.02
嵯峨経261号線	右京区嵯峨天龍寺若宮町5番地の1地先から同町4番地の4地先まで	54.00	4.33 ~ 8.56
久我経124号線	伏見区久我御旅町5番地の226地先から同区久我本町7番地の26地先まで	29.10	6.00 ~ 9.50
久我経125号線	伏見区久我御旅町5番地の228地先から同区久我本町7番地の20地先まで	32.90	6.00 ~ 11.22
久我緯110号線	伏見区久我本町2番地の22地先から同町3番地の70地先まで	77.00	6.00 ~ 12.11
久我歩1号線	伏見区久我本町3番地の71地先から同町3番地の73地先まで	28.70	2.00

(建設局土木管理部道路明示課)